

ダイナミックプライシングによる電動車の充電シフト実証事業

令和2年度
需要家側エネルギーリソースを活用した
バーチャルパワープラント構築実証事業費補助金

公募要領 (二次公募)

2020年6月

補助金を申請及び受給される皆様へ

一般社団法人 環境共創イニシアチブ(以下、「SII」という。)が取り扱う補助金は、公的な国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められます。当然ながら、SIIとしても厳正に補助金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処いたします。

当事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。)」及びSIIが定める「需要家側エネルギーリソースを活用したバーチャルパワープラント構築実証事業費補助金(ダイナミックプライシングによる電動車の充電シフト実証事業) 交付規程(以下「交付規程」という。)」をよくご理解の上、また下記の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

- ① 補助金に係る全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② 偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、SIIとして、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
 なお、事業に係る取引先(請負先、委託先以降も含む)に対して、不明瞭な点が確認された場合、必要に応じ補助金の受給者立ち会いのもとに現地調査等を実施します。その際、補助金の受給者から取引先に対して協力をお願いしていただくこととします。
- ③ ②の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額をSIIに返還していただき、当該金額を国庫に返納します。また、SIIから新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。
- ④ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。あらかじめ補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業の申請手続きを行うこととしてください。
- ⑤ SIIから補助金の交付決定を通知する前に、既に発注等を完了させた事業等については、補助金の交付対象とはなりません。
- ⑥ 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約(契約金額100万円未満のものを除く)に当たっては、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません(補助事業の実施体制が何重であっても同様。)
- ⑦ 補助金で取得、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)を、当該取得財産等の処分制限期間内に処分しようとするときは、事前に処分内容等についてSIIの承認を受けなければなりません。また、その際補助金の返還が発生する場合があります。
 なお、SIIは、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
 ※ 処分制限期間とは、導入した機器等の法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)に定める年数)の期間をいう。(以下同じ)
 ※ 処分とは、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供することをいう。
- ⑧ 補助事業に係る資料(申請書類、SII発行文書、経理に係る帳簿及び全ての証拠書類)は、補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する年度の終了後5年間いつでも閲覧に供せるよう保存してください。
- ⑨ 事業の実施体制を確認するため、事業完了後に実績報告書を提出する際は、補助事業として経費計上しているもので、委託契約をしている場合については、契約先の事業者の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、契約金額、契約内容を記述した実施体制資料を別途添付してください。
- ⑩ SIIは、交付決定後、交付決定した事業者名、補助事業概要等をSIIのホームページ等で公表することがあります。(個人・個人事業主を除く)
- ⑪ 申請を取り下げた場合も含め、原則として提出書類の返却は行いません。

INDEX

1 事業概要

1-1 事業概要	5
1-2 補助対象事業	6
1-3 用語の定義	7
1-4 役割表	8
1-5 参加事業者の要件	9
1-6 事業要件	9
1-7 補助対象経費の考え方	11
1-8 実施スケジュール	19

2 申請方法

2-1 交付申請	21
2-2 交付決定	21
2-3 交付申請時の提出方法	22
2-4 審査・採択	25
2-5 体制の構築	25

3 事業の実施

3-1 補助事業の開始～完了	27
3-2 実施計画及び実証結果として報告すべき事項	29
3-3 成果普及活動	29
3-4 補助金の支払い以降	30

1 事業概要

1 事業概要

1-1 事業概要

(1) 事業目的

この補助金は、電力需給状況等に応じた電気料金による電動車充電のシフトを検証する実証事業を対象とし、電動車を活用した効率的な電力システムの構築を目指し、再生可能エネルギーの拡大、調整力の確保、系統増強の回避等につなげることを目的とする。

(2) 事業名称

令和2年度 需要家側エネルギーリソースを活用したバーチャルパワープラント構築実証事業費補助金
(ダイナミックプライシングによる電動車の充電シフト実証事業)

(3) 予算額

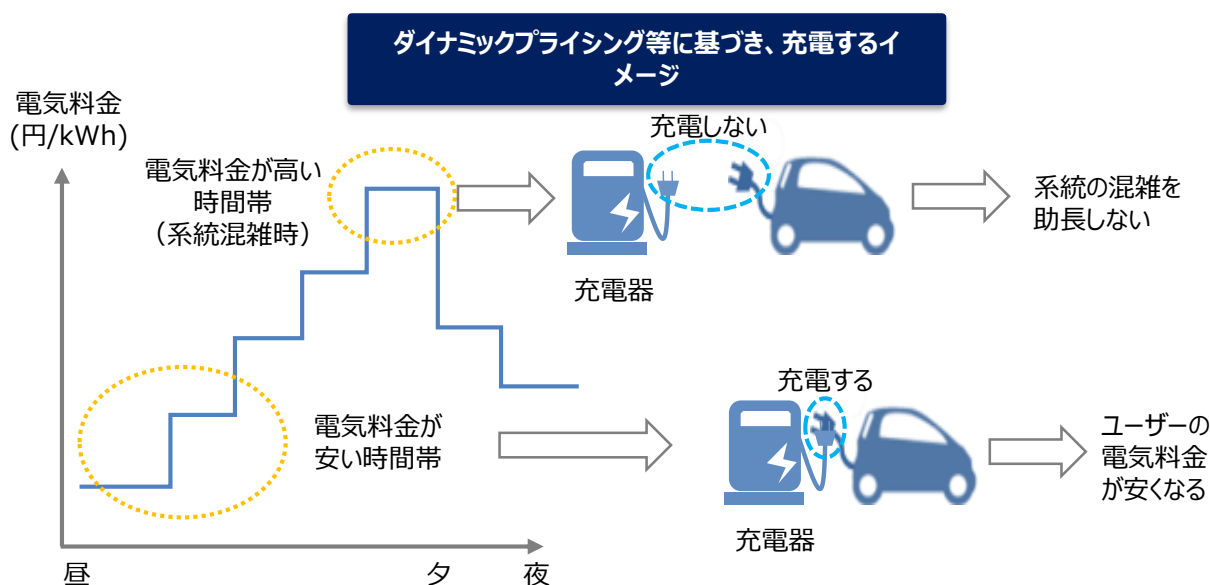
50億円

※バーチャルパワープラント構築実証事業、ダイナミックプライシングによる電動車の充電シフト実証事業の合計の内数

実証イメージ

ERAB検討会（第10回）資料9より一部修正

- 小売電気事業者が卸売電力価格に連動した時間別料金（ダイナミックプライシング）を設定し、EVユーザーの充電ピークシフトを誘導する実証を実施予定。
- 本実証では、電気料金が高い時間帯は充電をせず、安い時間帯に充電するようにEVユーザーの行動を誘導する取組であり、VPP実証のようなアグリゲーターによる制御は行わない。



※参考: 経済産業省「第24回 総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 新エネルギー小委員会／電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 系統ワーキンググループ 資料2 再生可能エネルギー出力制御の高度化に向けた対応について」

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shoene_shinene/shin_energy/keito_wg/pdf/024_02_00.pdf

1-2 補助対象事業

電力需給状況に連動する、又はそれを想定した料金契約サービスを有する小売電気事業者が、基礎充電設備を有し、当該サービスに契約する電動車使用者に対して充電時間のシフトを促し、その実施内容のデータ等を取得し、効果を検証する実証事業。

以下の法人・個人が参画し、事業を実施する。

(1) 小売電気事業者

電気事業法第2条第1項第3号に定める、小売供給を行い小売電気事業を営む事業者（一般送配電事業、特定送配電事業及び発電事業に該当する部分を除く。）をいう。

本事業の事業実施主体（補助事業者）とし、コンソーシアム等を組成する場合はその幹事会社として全体管理する事業者をいう。

(2) 協力事業者

本事業の事業実施主体である小売電気事業者を幹事会社とするコンソーシアムに参加し、小売電気事業者に不足する機能を補い、事業の効果を高める事業者をいう。

なお、協力事業者は交付申請を行い補助事業者となる区分Ⅰと、補助事業者とならない区分Ⅱに分類する。

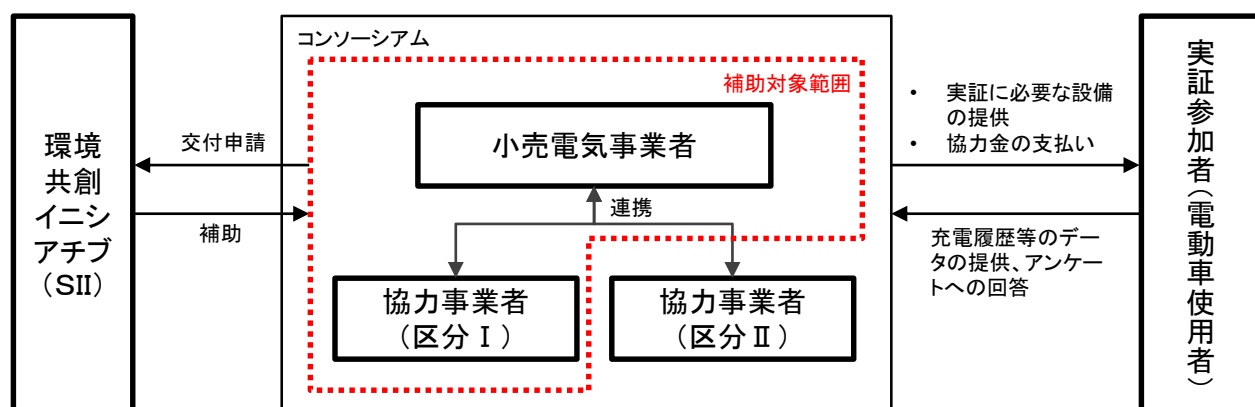
※補助事業者とならない事業者のコンソーシアムへの参加は自由とするが、本事業が実施する連絡会への参加は、コンソーシアム参加事業者のみとする。

例) 電動車の製造・販売、必要設備の設置、据付工事、データ収集・分析、システム開発、その他小売電気事業者が指定し、それをSIIが認める事業者。

(3) 実証参加者(電動車使用者)

基礎充電設備及び電動車を保有し、小売電気事業者と電気契約を結び実証に参加するものをいう。小売電気事業者又は協力事業者に対して充電量データを提供し、更にアンケートに協力する。

事業体制イメージ



1-3 用語の定義

本公募要領で用いる用語について、下記の通り定義する。

(1) ダイナミックプライシング等

小売電気事業者が提供する、電力需給状況に連動する、又はそれを想定した電気料金のこと。
一般社団法人 日本卸電力取引所(JEPX)のスポット市場価格等を参考にし、時間帯別、季節別に変動する電気料金のことを指す。

(2) 補助事業者 / 交付申請者

- ・ 小売電気事業者等、ダイナミックプライシング等の実証事業において主体的に事業を実施する者。
- ・ コンソーシアムを組む場合は小売電気事業者をその幹事会社とする。
- ・ 協力事業者のうち区分Ⅰ(詳細は下記(3)を参照)。

＜主な役務＞

- ・ ダイナミックプライシング等に基づいた電気の小売供給を実施する。
- ・ 電力需給状況或いはそれを想定した料金設定の電気契約を実証参加者と締結し、電気料金が安い時間帯での充電を促す。
- ・ 実証参加者から充電履歴等のデータの取得とアンケートの実施、及びそれらに係る経費の支払い。
- ・ 上記を満たす為に必要となる体制の構築、システムの開発、機器の設置等を実施する。
- ・ 執行団体に対して、取得したデータ、アンケートの結果を報告する。

(3) 協力事業者

- ・ 小売電気事業者の行う事業を補完する機能を提供する事業者。
- ・ 補助事業者となる区分Ⅰと、小売電気事業者からの業務を受託等して行う区分Ⅱに分割し、実証事業の範囲拡大、効果の向上等、業務を支援する。

(4) 実証参加者

- ・ ダイナミックプライシング等に基づく電気契約者かつ電動車(EV/PHV)使用者。

電気契約者は原則、日本国内に居住する電動車(EV/PHV)使用者とする。法人の場合、電気契約者と電動車使用者が異なることも認めるが、当該法人は国内に登録された法人であることとする。

電気契約者と電動車使用者が異なる場合、以下の電動車使用者は実証参加者と見なす。

- 電気契約者と同一居住者またはそれに相当すると認められる者。
- 電気契約者と同一事業所等に勤務し、雇用関係等にある者。
- 電動車がリースの場合、リースを受け、電動車を日常的に使用する者。
- その他、SIIが認めるもの。

＜主な役務＞

- ・ 小売電気事業者が設定するダイナミックプライシング等に基づく電気契約を締結し、充電シフトを実施。充電データの提供、アンケートへの協力を行う。

(5) 基礎充電

- ・ 本実証事業では、民生住宅及び工場・事業所の駐車場に設置された充電設備を「基礎充電」とし、補助事業の実施対象とする。

※経路充電、目的地充電は対象外とする。

(6) 実証参加者より取得するデータ

- ・ 計測器等から取得する、電動車への充電等に関する記録(定量データ)
- ・ 事業者が実施する実証参加者へのアンケート内容(定性データ)

1-4 役割表

No.	業務項目	業務概要	分類		
			小売電気事業者	協力事業者 区分Ⅰ	協力事業者 区分Ⅱ
1	必要情報の提供	SIIが外部向けに作成する為に必要な情報(実施内容、参加事業者等)を提供すること。	○	○	△
2	交付申請	補助対象経費、実施内容等を含む、SIIが定める交付申請書類を作成し、提出すること。	○	○	-
3	実証事業の実施	本公募要領及び交付規程の要件を満たす事業を主体的に実施すること。	○	○	△
4	実証状況の管理と 取り纏め	実施状況を確実に管理し、事業全体の取り纏めを行うこと。 コンソーシアムを組成する場合は、全体を管理し、必要に応じて指導等を行うこと。 進捗状況等について、国又はSIIに対して随時報告できる体制を構築すること。	○	-	-
5	国又はSIIが設置する委員会、報告会等への出席	事業実施内容、進捗報告等について、国又はSIIが外部の有識者を招致し委員会又は報告会等の会議体を実施する際には、それに必要な情報を提供し、その会議体に出席すること。	○	○	△
6	中間報告、現地調査、実績報告の確定検査への対応	事業完了後、実績報告を行い、内容が妥当だと判断された後に確定検査を行うため、その確定検査に対応すること。及び、SIIは必要に応じて中間検査、現地調査を行うため、その業務に協力すること。	○	○	△
7	成果報告	補助事業期間の制御実績データ等を取得し、2021年3月上旬頃(別途連絡)にSIIへ報告すること。報告内容はP.29を参照すること。	○	○	-
8	問合せへの対応	実証参加者やその他自社の実証事業に関連する外部からの問合せに対応すること。	○	○	△
9	実証参加の確認と促進	自社の実証参加者の実証参加状況の確認及び、実証実施促進を行い、効果を最大化すること。	○	○	△
10	その他	その他、本事業を実施するにあたって、国及びSIIから指示する業務へ対応すること。	○	○	△

※ ○：必須業務、△：SIIの求めに応じて行う業務

1-5 参加事業者の要件

本事業に参加する事業者は、次のすべての要件に該当する者に限る。

補助事業者(小売電気事業者、協力事業者)

- (1) 日本国内において登記された法人であること。
- (2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- (3) 経済産業省所管補助金等交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領(平成15・01・29会課第1号)別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。
- (4) 応募書類「暴力団排除に関する誓約書」に記載されている事項に該当しないこと。(P.10補足1参照)
- (5) 申請に関する情報及び補助対象設備の活用状況等について、国及びSIIに情報提供が行われることについて同意すること。
 - ・ 交付決定等に関する情報は法人インフォメーションにおいてオープンデータとして原則公表される(個人・個人事業主を除く)。
 - ・ 「法人インフォメーション」WEBサイト: <https://info.gbiz.go.jp/>
- (6) 処分制限期間の間、導入設備等を補助事業の目的に即して継続的に維持運用できる事業体制を有すること。
 - ・ 取得財産等を処分制限期間内に処分しようとする時や、事業の目的通りに使用しなくなった場合は、予めSIIの承認を受けなければならない。
 - ・ その場合、補助金の返還が発生する場合がある。
 - ・ 詳細はP. 13補足2を参照のこと。
- (7) 導入した補助対象設備等に関する使用状況や設備導入による事業効果等について、SII及び国からの依頼により調査を実施する場合、必ず協力できること。
 - ・ 提出された申請や報告の情報は、事前告知を行わず、国又はSIIから公表される場合がある。
- (8) 本事業に携わる部署において、情報セキュリティ対策が実施されていること。(JIS Q27001相当の第三者認証取得が望ましい)

1-6 事業要件

(1) 対象となる事業

- ① 事業完了期限までに実証参加者とダイナミックプライシング等の電気契約を開始し、電気料金が安い時間帯に電動車充電の実施を検証する事業であること。
 - ② ダイナミックプライシング等の実施期間中の電動車に関わる充電データを検証すること。
 - ③ 実証参加者にアンケートを実施すること。
- ※①は小売電気事業者が実施し、②及び③はコンソーシアム単位での実施でも可とする。

(2) 実証参加者の参画単位

- ・ データ提供及びアンケート協力を実施する実証参加者の単位は、小売電気事業者と結ぶ電気契約単位とする。
- ・ 実証参加者に対する実証経費の支払いは参加者あたり上限6万円とする。

【補足1】暴力団排除に関する誓約内容に関して

暴力団排除に関する下記①～④に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象とはならない。

- ① 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 補助事業者は、補助金の交付の申請をするにあたって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においても、①～④のいずれにも該当しないことを補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもって誓約したものとする。
- この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、補助事業者が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し受けない。
- 遵守事項に違反した場合は交付決定の取消などの措置がとられることになる。
- 補助事業者の役員等の名簿について交付申請書の添付書類として提出すること。

1-7 補助対象経費の考え方

(1) 補助対象経費

補助事業者が事業期間中に支出・負担する経費で事業要件を全て満たすもののうち、下記(2)に記載する項目。

補助対象経費に、当該補助金以外に国からの補助金等(補助金適正化法第2条第1項に規定する補助金等をいう)を含めないこと。

(2) 補助率・補助上限額

補助対象経費の区分		備考	補助率	上限
充電量を計測するための計測器に要する経費	設備費	補助事業に必要な設備(電力使用量の計測に係る電力量センサー、電流計、タップ型電力量計、計測機能付分電盤)、データ集約機器(計測結果を集約し、記録に係るサーバ等の装置等)、通信装置(ゲートウェイ装置、通信アダプタ等)の購入、製造にかかる経費	定額	20万円
	工事費	補助事業に必要な工事や設備の据え付けにかかる経費		
実証結果分析に係る実証参加者に対するアンケート及び実証データ提供費を補助する事業に要する経費	実証経費 (事業に必要な直接経費)	充電履歴等のデータやアンケートの取得に要する費用	上限6万円 ※電気契約単位	
ダイナミックプライシングによる電動車の充電シフト実証に係る取組に要する経費(充電電力量を計量するための計測器に要する経費、実証結果分析に係る実証参加者に対するアンケート及び実証データ提供費を除く)	実証経費 (事業に必要な直接経費)	旅費、委託費、外注(請負)等、通信費、会議費、会議室借料、各種リース料、印刷製本費	1/2以内	3,000万円
	機械装置等の導入費	補助事業に必要なシステムの開発に要する経費、それに付随する機械装置等の製作・購入に要する経費、据付工事費及び機械装置等の保守・改造に要する経費		
	人件費	補助事業に必要な研究・調査・設計・企画・調整等を行う職員に係る経費		

◆ 計測器

導入する計測器による電力量を電気料金に適用する場合は、計量法の特定計量器検定検査規則を満たした検定ラベル付きのものとする。電気料金に適用しない場合はその限りではない。

◆ 実証経費

実証経費として支出するもの(非固定資産、消費税がかかる支出)

データ及びアンケートの取得に要した費用については、金融機関を通じた振込払いの他、費用額相当のポイント又は商品券を利用した支払のみ可とする。

◆ システム開発費

固定資産登録を行うもの(システム利用料は実証経費)

◆ 人件費

補助事業者が直接支払う人件費(消費税がかからない人件費)。健保等級単価で計上すること。(詳細はP. 16補足5参照)

※実証経費、機械装置等の導入費、人件費の詳細はP. 15補足4を参照すること。

※自社調達の場合は利益排除を行うこと。(詳細はP. 14補足3参照)

(3) 充電履歴等のデータやアンケートの取得に要した費用への補助の考え方

- ・ 実証参加者から充電履歴等のデータが取得でき、かつアンケートの回答を得られたもののみを補助の対象とする。
 - ・ 上記を満たし、実証参加者に対して支出する費用は、現金（金融機関を通じた振込払いとする）、商品等と交換可能なポイント、商品券のみとする。
 - ・ 補助事業者の実際の支出によって実費弁済することができる経費を補助対象とする。そのため、支出に係る項目、金額などを示す証拠書類（エビデンス）を用意すること。
- ※ 自社ポイントの発行の場合は、実費弁済ができないことから補助対象外とする。

(4) 補助対象外経費

- ・ 現金の手渡し等、第三者による支出証憑が提示できない費用。
- ・ 消費税法に定める消費税・地方消費税。
- ・ 確定検査等を受けるための費用、実績報告書作成費用、金融機関に対する振込手数料及び為替差損等は原則補助対象外。ただし、振込手数料を取引先が負担しており、取引価格の内数になっている場合は補助対象として計上することができる（補助事業に要する経費から差し引く支払も可。振込手数料であることを証明するエビデンスの提出は必須）。
- ・ 交付決定前の契約、受発注行為に伴う費用、その他交付決定前に発生した費用。
- ・ 既設設備等の撤去費用、除却あるいは廃棄に要する経費。
- ・ 土地の取得及び賃借料。
- ・ 事業期間以外に発生した費用。
- ・ 実証参加者からデータの提供がないもの、アンケートが未回答であるものに係る一切の費用（設備費、工事費、データ・アンケートの取得に要する経費）。
- ・ 補助事業の目的に合致しないもの。
- ・ その他SIIが補助対象外と判断したもの。

【補足2】財産処分について

本事業において導入した単価50万円/台以上の設備やシステム等を、下記のように活用しなくなった場合は、交付規程第25条に則り、財産処分が必要となる。

- コンソーシアム内部、実証参加者等との契約が解除され、導入した設備やシステム等が活用されなくなった場合。
- 何らかの事情(引越、倒産等)で事業を継続できなくなり、代替する事業者が一定期間、見つからなかった場合。
- その他、平成16年6月10日大臣官房会計課の「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて」に該当する場合(転用・譲渡・交換・貸付・担保・廃棄・取り壊し)。
- 処分制限財産の償却資産登録日を起算日とする。
- 処分制限財産を使用しなくなった日を処分日とする。
- 処分制限期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」に記載がある設備別の法定耐用年数とする。(会計・税務上の法定耐用年数とは異なる場合があるので注意すること)
- 決算日は補助事業者の決算日とする。
- 減価償却方法は事業者の減価償却方法(定率法or定額法)を採用する。
- 上記の条件で補助対象経費の残存簿価を計算し、残存簿価の補助金相当額を返金額とする。
- 残存簿価より譲渡額が高い場合は譲渡額の補助金相当額を返金額とする。

【補足3】利益排除について

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品又はコンソーシアムの製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者又はコンソーシアム自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられる。このため、補助事業者自身又はコンソーシアム内での調達等を行う場合は、原価(当該調達品の製造原価など※)をもって補助対象経費に計上すること。

※ 補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合がある。

【補足4】1/2補助の補助対象経費(設備費、工事費除く)について

区分	経費項目	内容	補助対象基準	実績報告時の提出証憑	相見積要否
	人件費	実証を行うために必要な直接人件費	- 本事業に必要な工数であることと、本事業に従事した時間を明確に示せる場合に限る。 - 健保等級単価による精算に限る。 - 健保等級単価を持っていない人員の場合は、支払い時給で人件費単価を求める。 - 実績報告書の作成は対象外	- 健保等級証明書 - 勤務日報(従事時間、従事業務がわかるもの) - 業務概要書(本事業のどの業務を行っていたかがわかるもの)	不要
実証経費	旅費	実証を行うために必要な移動経費(電車、バス、タクシー、航空機、他)	- 原則、公共交通機関での移動のみ補助。 - タクシーは公共交通機関での移動ができないことを証明できる場合のみ。(理由書必要) - レンタカー、ガソリン代、駐車場代は原則認めない。 - 航空機はエコノミークラスのみ。 - 航空機利用、前泊、後泊等は提出企業の内規に従う。 - グリーン車の利用は認めない。	- 実証に必要な移動であることを証明できるもの(議事録、出張報告書等) - 電車・バス移動は駅探の検索結果のみ - 特急料金、航空機、タクシー等は領収証の写(航空機は搭乗証明も要) - 宿泊は領収証、宿泊証明書(会社内規で定額支出となっている場合) - 企業交通費精算等の内規 - 理由書(タクシー利用の場合)	不要
	委託費・外注(請負)費	自社以外への業務委託費、外注費等システム利用料等もこちらに含める	本事業のみで使用し、本事業に必要なものであることが示せる場合に限る。(資産計上しない経費に限る)	- 見積依頼書・仕様書(本事業で必要であることがわかるような記載があること) - 見積書(3者分) - 契約書・納品書・検収書 - 請求書・入金エビデンス - 特命発注の場合は選定理由書	要
	通信費	インターネット通信、電話、携帯電話レンタル、郵便、宅配費等	本事業のみで使用し、本事業に必要なものであることが示せる場合に限る。(資産計上しない経費に限る)	- 見積依頼書・仕様書(本事業で必要であることがわかるような記載があること) - 見積書(3者分) - 契約書・納品書・検収書 - 請求書・入金エビデンス - 特命発注の場合は選定理由書	要
	会議費	会議、委員会等要する経費(機材借料及び茶菓料(お茶代)等)	本事業のみで使用し、本事業に必要なものであることが示せる場合に限る。	- 契約書(申込書) - 請求書・入金エビデンス - 会議議事録	不要
	会議室借料	事業を行うために必要な有料会議室使用に要する経費	会議を有料の会議室で行うことが適当であると認められる場合に限る。(各社の会議室で実施できない理由など)	- 契約書(申込書) - 請求書・入金エビデンス - 会議議事録 - 有料会議室利用理由書	不要
	各種リース費	事業を行うために必要な設備のレンタルに要する経費	- 本事業のみで使用し、本事業に必要なものであることが示せる場合に限る。 - リースで備品を購入する場合は、リース会社との共同申請が必要になるため、本事業経費としては対象外とする。	- 見積依頼書・仕様書(本事業で必要であることがわかるような記載があること) - 見積書(3者分) - 契約書・納品書・検収書 - 請求書・入金エビデンス - 特命発注の場合は選定理由書	要
	印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費	- 本事業のみで使用し、本事業に必要なものであることが示せる場合に限る。(ただし、特定の製品の営業目的に関するものは補助対象外) - 執行団体に提出する資料(申請書、報告書等)の費用は対象外。	- 見積書(本事業の印刷物であることがわかること、部数・仕様の記載があること) - 契約書(申込書) - 請求書・入金エビデンス - 印刷物の配布先が示せる資料	不要
	機械装置等の購入費	本事業を行うために必要なシステム開発費等	- 本事業のみで使用し、本事業に必要なものであることが明確に示せる場合に限る。 - 申請企業に資産計上されるものに限る。 - 資産計上されない利用料等は委託費・外注費で計上すること。 - 開発システムを他社に有償で利用させる場合や有償で販売する場合は、収益納付が発生する可能性有	- 見積依頼書・仕様書(本事業で必要であることがわかるような記載があること) - 見積書(3者分) - 契約書・納品書・検収書 - 請求書・入金エビデンス - 特命発注の場合は選定理由書。発注時に単価・工数により価格評価を実施のこと。	要

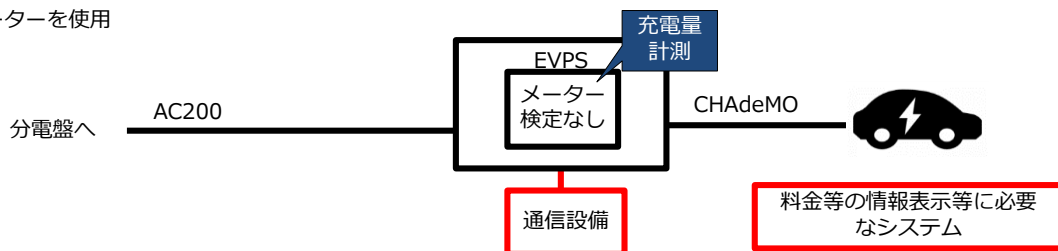
【補足5】 令和2年度健保等級単価表

健保等級適用者				労務費単価(円／時間)		健保等級適用者以外 (年俸制・月給制)			労務費単 価 (円／時 間)
等 級	報酬月額	報酬月額		A. 賞与なし、 年4回以上	B. 賞与1 回～3回	月給範囲額			
		以上	～ 未満			以上	～ 未満		
1	58,000		～ 63,000	350	470		～ 84,420	470	
2	68,000	63,000	～ 73,000	410	550	84,420	～ 97,820	550	
3	78,000	73,000	～ 83,000	470	630	97,820	～ 111,220	630	
4	88,000	83,000	～ 93,000	530	710	111,220	～ 124,620	710	
5	98,000	93,000	～ 101,000	590	790	124,620	～ 135,340	790	
6	104,000	101,000	～ 107,000	630	840	135,340	～ 143,380	840	
7	110,000	107,000	～ 114,000	660	890	143,380	～ 152,760	890	
8	118,000	114,000	～ 122,000	710	950	152,760	～ 163,480	950	
9	126,000	122,000	～ 130,000	760	1,020	163,480	～ 174,200	1,020	
10	134,000	130,000	～ 138,000	810	1,080	174,200	～ 184,920	1,080	
11	142,000	138,000	～ 146,000	860	1,150	184,920	～ 195,640	1,150	
12	150,000	146,000	～ 155,000	910	1,210	195,640	～ 207,700	1,210	
13	160,000	155,000	～ 165,000	970	1,300	207,700	～ 221,100	1,300	
14	170,000	165,000	～ 175,000	1,030	1,380	221,100	～ 234,500	1,380	
15	180,000	175,000	～ 185,000	1,090	1,460	234,500	～ 247,900	1,460	
16	190,000	185,000	～ 195,000	1,150	1,540	247,900	～ 261,300	1,540	
17	200,000	195,000	～ 210,000	1,210	1,620	261,300	～ 281,400	1,620	
18	220,000	210,000	～ 230,000	1,330	1,780	281,400	～ 308,200	1,780	
19	240,000	230,000	～ 250,000	1,450	1,950	308,200	～ 335,000	1,950	
20	260,000	250,000	～ 270,000	1,570	2,110	335,000	～ 361,800	2,110	
21	280,000	270,000	～ 290,000	1,690	2,270	361,800	～ 388,600	2,270	
22	300,000	290,000	～ 310,000	1,820	2,430	388,600	～ 415,400	2,430	
23	320,000	310,000	～ 330,000	1,940	2,600	415,400	～ 442,200	2,600	
24	340,000	330,000	～ 350,000	2,060	2,760	442,200	～ 469,000	2,760	
25	360,000	350,000	～ 370,000	2,180	2,920	469,000	～ 495,800	2,920	
26	380,000	370,000	～ 395,000	2,300	3,080	495,800	～ 529,300	3,080	
27	410,000	395,000	～ 425,000	2,480	3,330	529,300	～ 569,500	3,330	
28	440,000	425,000	～ 455,000	2,660	3,570	569,500	～ 609,700	3,570	
29	470,000	455,000	～ 485,000	2,850	3,820	609,700	～ 649,900	3,820	
30	500,000	485,000	～ 515,000	3,030	4,060	649,900	～ 690,100	4,060	
31	530,000	515,000	～ 545,000	3,210	4,300	690,100	～ 730,300	4,300	
32	560,000	545,000	～ 575,000	3,390	4,550	730,300	～ 770,500	4,550	
33	590,000	575,000	～ 605,000	3,580	4,790	770,500	～ 810,700	4,790	
34	620,000	605,000	～ 635,000	3,760	5,040	810,700	～ 850,900	5,040	
35	650,000	635,000	～ 665,000	3,940	5,280	850,900	～ 891,100	5,280	
36	680,000	665,000	～ 695,000	4,120	5,520	891,100	～ 931,300	5,520	
37	710,000	695,000	～ 730,000	4,300	5,770	931,300	～ 978,200	5,770	
38	750,000	730,000	～ 770,000	4,550	6,090	978,200	～ 1,031,800	6,090	
39	790,000	770,000	～ 810,000	4,790	6,420	1,031,800	～ 1,085,400	6,420	
40	830,000	810,000	～ 855,000	5,030	6,740	1,085,400	～ 1,145,700	6,740	
41	880,000	855,000	～ 905,000	5,330	7,150	1,145,700	～ 1,212,700	7,150	
42	930,000	905,000	～ 955,000	5,640	7,560	1,212,700	～ 1,279,700	7,560	
43	980,000	955,000	～ 1,005,000	5,940	7,960	1,279,700	～ 1,346,700	7,960	
44	1,030,000	1,005,000	～ 1,055,000	6,250	8,370	1,346,700	～ 1,413,700	8,370	
45	1,090,000	1,055,000	～ 1,115,000	6,610	8,860	1,413,700	～ 1,494,100	8,860	
46	1,150,000	1,115,000	～ 1,175,000	6,970	9,350	1,494,100	～ 1,574,500	9,350	
47	1,210,000	1,175,000	～ 1,235,000	7,340	9,830	1,574,500	～ 1,654,900	9,830	
48	1,270,000	1,235,000	～ 1,295,000	7,700	10,320	1,654,900	～ 1,735,300	10,320	
49	1,330,000	1,295,000	～ 1,355,000	8,070	10,810	1,735,300	～ 1,815,700	10,810	
50	1,390,000	1,355,000	～	8,430	11,300	1,815,700	～	11,300	

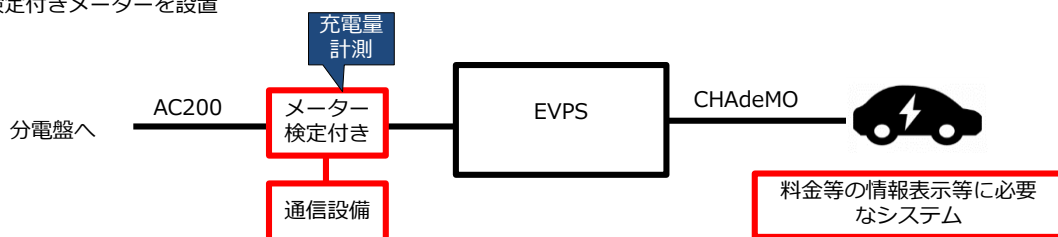
(5) 補助対象経費の範囲例

赤枠内が補助対象範囲

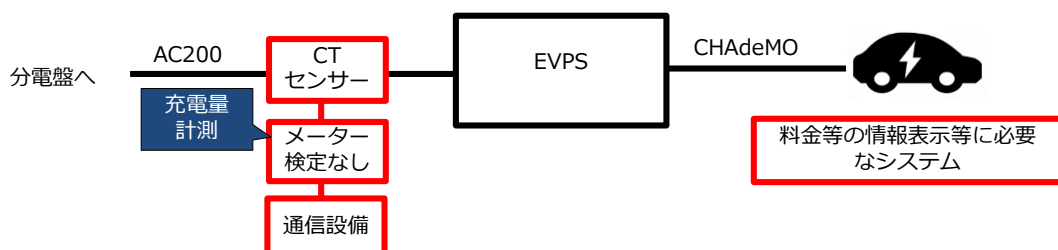
例1) EVPS内のメーターを使用



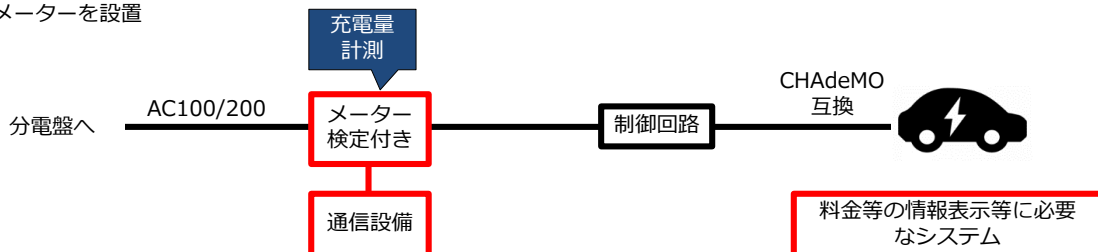
例2) EVPSの外に検定付きメーターを設置



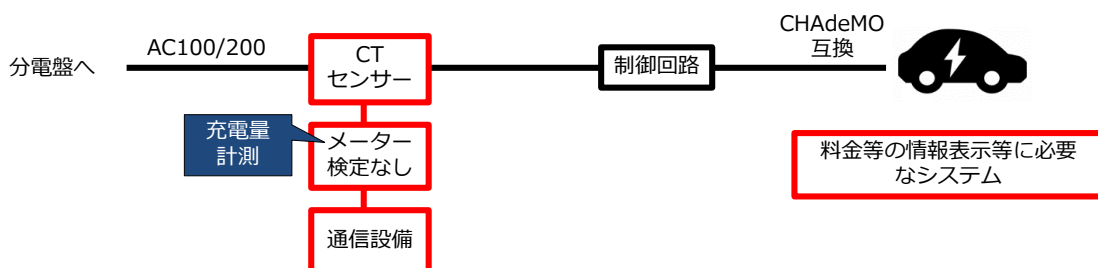
例3) EVPSの外に検定なしメーターを設置



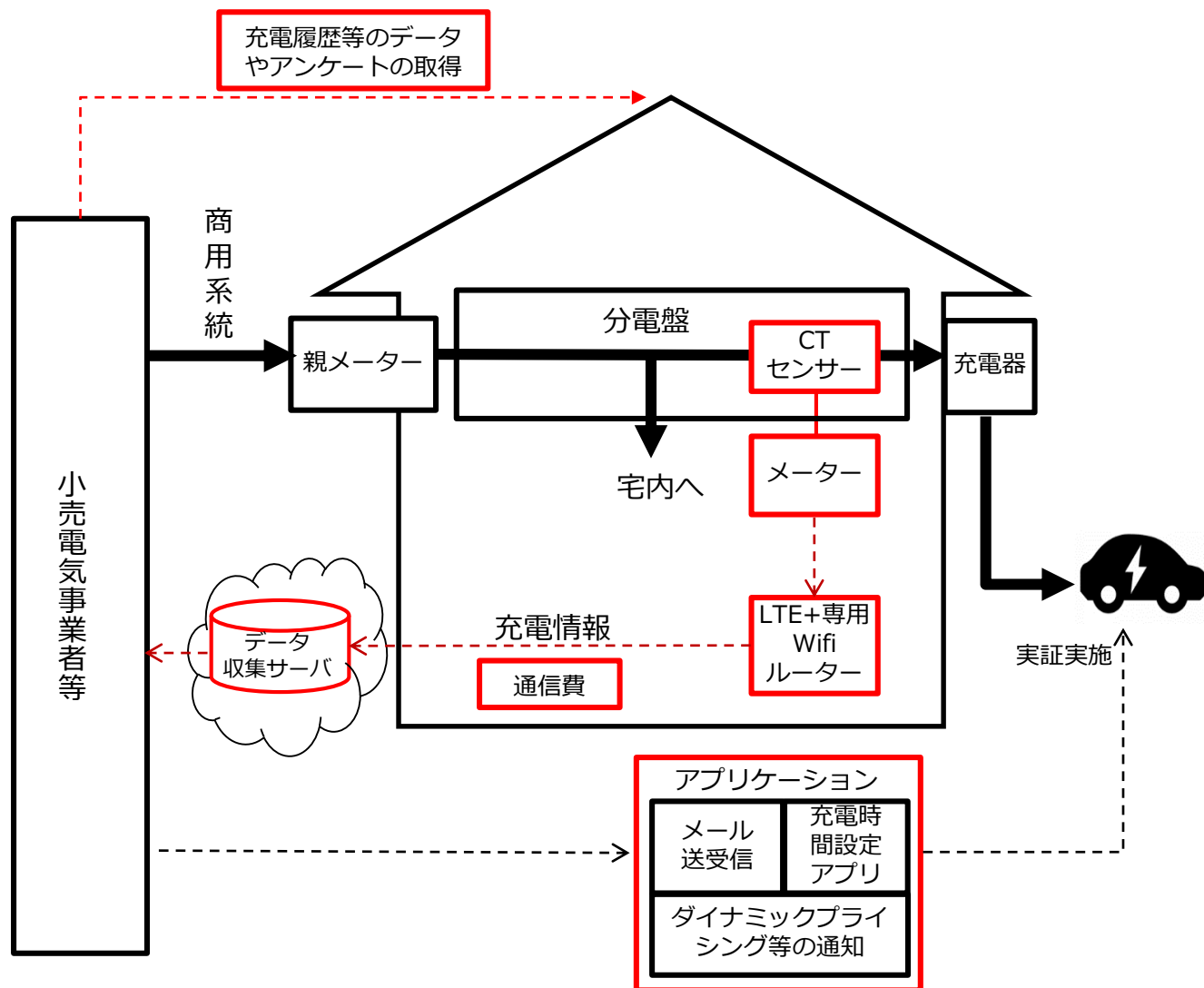
例4) 検定付きメーターを設置



例5) 検定なしメーターを設置



赤枠内が補助対象範囲



1-8 実施スケジュール

全体スケジュール

公募

二次公募期間
2020年6月19日（金）
～
同年9月30日（水）

採択・交付決定
随時

事業期間

交付決定日
～

2021年2月19日（金）
※本事業の電気契約適用開始期限
は2021年1月31日（日）とし、10
日以上契約継続したものを対象とする。

補助事業完了期限
2021年2月19日（金）

連絡会

第1回目：
採択事業者に別途連絡する
第2回目：2020年12月中旬頃
第3回目：2021年3月下旬頃

開催回数、時期は採択事業者に別
途連絡する。

検査・支払

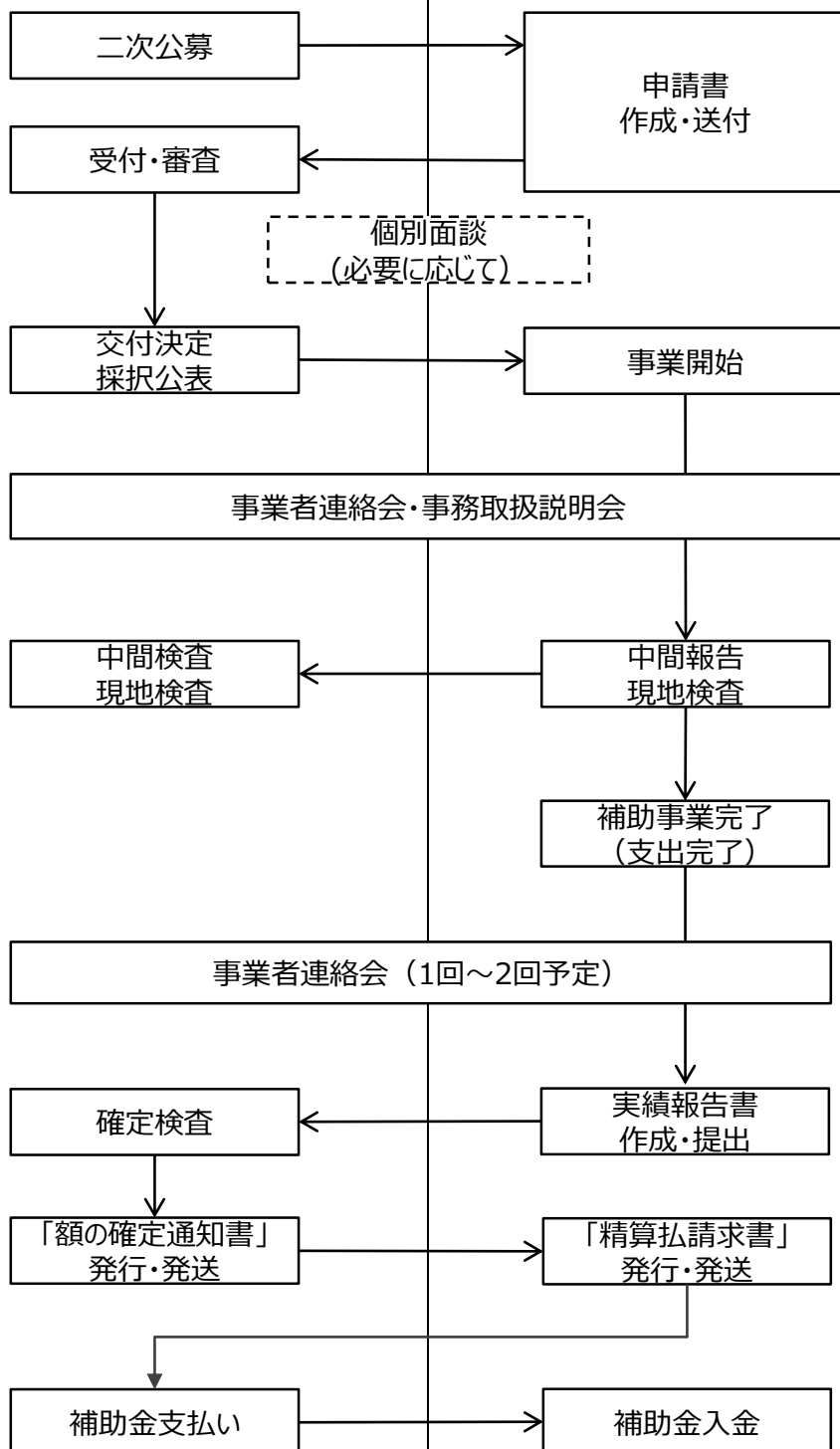
- 中間報告・中間検査
2020年11月～2021年1月頃
- 現地検査
2020年11月～2021年2月頃
- 確定検査
事業完了後随時～2021年2月

「実績報告書」提出期限
2021年2月19日（金）

- 補助金支払い
2021年3月31日（水）迄

S I I

補助事業者



2 申請方法

2 申請方法

2-1 交付申請

(1) 事業の公募

SIIは、SII WEBサイト(<https://sii.or.jp>)において一般公募を行う。また、同ホームページに適宜公募関連情報を掲載する。

(2) 公募の期間

二次公募：2020年6月19日(金) ～ 2020年9月30日(水) 12:00必着

必要に応じて面談審査を実施する。面談審査の有無、日程及び詳細は書類受付後に個別に通知する。

(3) 交付申請

申請者はSII WEBサイト(<https://sii.or.jp>)より提出書類様式をダウンロードし、P. 22に記載した提出書類について電子ファイルを作成のうえ、紙面(正本1部)をSII宛てに郵送するとともに、電子ファイル(PDF等の変換データではなく元のデータ書式)をメールにてSII宛てに送付すること。

(注1) 提出書類は抜け漏れがないかを確認のうえ郵送すること。

(注2) 提出した書類と同一の書類を控えとして、提出した書類と同様の順にまとめて保管しておくこと。

(注3) 提出書類は、配送事故等に備え、原則配送状況が確認できる手段で送付すること。

(注4) 交付申請書類提出後の審査過程において、書類不備の修正などSIIの指示により申請内容を変更する場合は、変更後の書類とともに、変更したデータを再度メールにてSII宛てに提出すること。

2-2 交付決定

SIIは交付申請の内容が適当であると認めた場合、交付決定を行う。その際、交付申請額の合計が、事業予算を超える場合は、交付決定額を調整することがある。

交付決定の通知・公表

- SIIは、交付決定した補助事業者宛てに交付決定通知を送付する。
- SIIは、交付決定した補助事業者について、事業者名、事業概要、交付決定金額等をSII WEBサイト(<https://sii.or.jp>)への掲載をもって公表とする。
- 上記に加え、交付決定した補助事業者について、補助金の交付決定等に関する情報(事業者名、交付決定日、法人番号、交付決定額等)は、原則として、法人インフォメーション(<https://info.gbiz.go.jp/>)へ掲載される。

2-3 交付申請時の提出方法

(1) 提出書類

No	様式	書類名称	注意事項	提出者		
				コンソーシアム幹事会社	コンソーシアム参加者	
				小売電気事業者	協力事業者区分Ⅰ	協力事業者区分Ⅱ
1	様式第1	交付申請書（鑑、2枚目）	・必ず原本を提出 ・自社の実証経費等を各々の事業者が申請すること	●	●	
	別紙1	補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額	・自社の実証経費等を記載 ・交付申請書の金額と一致していること	●	●	
	別紙2	役員名簿	・書類提出時点の全ての役員を記載（執行役員を除く）	●	●	
2	指定	① 事業者概要一覧	・コンソーシアム幹事会社がコンソーシアム各社の情報をまとめて提出すること（以下、②～④も同様）	●		
3	指定	② 担当者情報一覧	・コンソーシアム各社のSII窓口（担当者）を記載 ・SII窓口（担当者）は1社につき1名までとする	●		
4	指定	③ 事業計画書	・コンソーシアムの事業計画を記載	●		
5	指定	④ 実施内容	・コンソーシアムの実施内容を記載	●		
6	指定様式1	システム概要書	・各事業者が固定資産登録を行うシステムの概要を記載 ・複数のシステムがある場合は、システムごとに1枚ずつ作成・提出すること	●	●	
7	指定様式2	機械装置等の導入費サマリ	・委託先別に入力すること	●	●	
8	指定様式3	人件費サマリ	・入力は「人件費計算シート」に行うこと ・「人件費サマリ」「人件費計算シート」どちらも必要に応じて行を追加すること（計算式に注意） ・別紙1の金額と一致していること	●	●	
9	指定様式4	補助対象経費サマリ	・経費種目別に入力すること ・別紙1の金額と一致していること	●	●	
10	別紙3	暴力団排除に関する誓約事項	・様式を出力して提出すること	●	●	
11	別紙4	補助事業に係る契約先等についての報告および誓約事項	・様式を出力して提出すること	●	●	
12	別添1	コンソーシアム登録申請書	・必ず原本を提出 ・コンソーシアム幹事会社が提出すること	●		
13	別添2	コンソーシアム参加確認書	・必ず原本を提出 ・コンソーシアム参加各社が提出すること		●	●
14	自由	事業者登記簿謄本	・最新の登記簿謄本（全部事項・現在事項どちらでも可）の写しを提出すること	●	●	
15	自由	決算報告書	・直近2年分の決算報告書を提出すること ・補助事業の実施能力を有する財務基盤の確認が行えるもの	●	●	
16	自由	実証経費根拠資料	・実証経費の単価や数量がわかる資料（見積書・カタログ等） ・実績報告時に3社見積が必要になる経費もあるので注意すること	●	●	
17	自由	見積依頼書	・機械装置等の導入にかかる見積依頼書の写し	●	●	
18	自由	見積依頼仕様書	・機械装置等の導入にかかる補助対象範囲が明確にわかるようにすること ・自社開発の場合は、健保等級×工数で計算した見積書	●	●	
19	自由	概算見積書	・申請時点は概算見積の写しを提出、実績報告時に3社見積が必要になる ・補助対象経費が最安値の見積を補助対象経費とする（発注は最安値以外の事業者でも可）	●	●	
20	自由	コンプライアンス体制図	・コンプライアンス順守の仕組みがわかる体制図 ・本事業を担当する部署の体制を添付すること（実施責任者略歴、研究員・実施者の氏名、所属、役職、業務内容、担当者人数）	●	●	
21	自由	情報セキュリティポリシー等	・情報管理における取組がわかる資料 ・第三者認証を取得している場合、認証証明書、社内規定のコピー等	●	●	

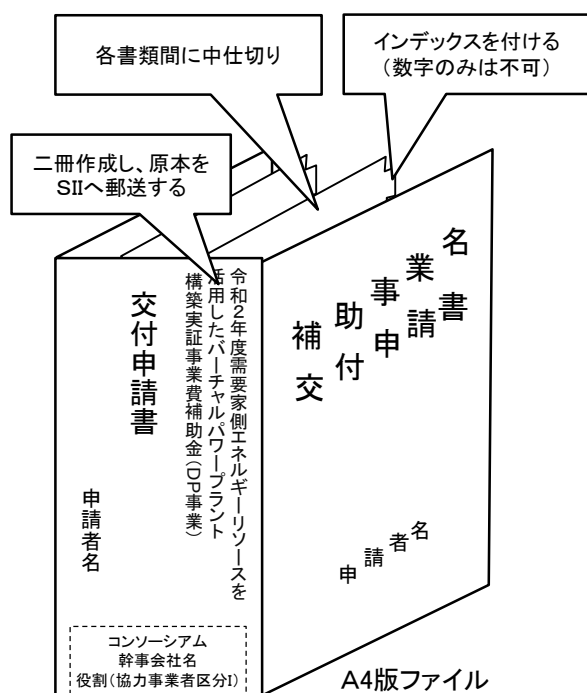
※ 採択後、コンソーシアムの追加登録を希望する場合は、SIIに問い合わせること。

(2) 提出方法

申請者はSII WEBサイト(<https://sii.or.jp>)より提出書類様式をダウンロードし、申請に必要な書類を作成する。

申請者は、公募期間中にP. 22に記載した提出資料について電子ファイルを作成のうえ、下記の方法で作成したファイル(正本1部)をSII宛てに郵送するとともに、No.1～13の指定様式のみ電子ファイル(PDF等の変換データではなく元のデータ書式)をメールにてSII宛てに送付すること。なお、提出した書類と同一の書類を控えとして作成し保管しておくこと。

◇ ファイルの参考例



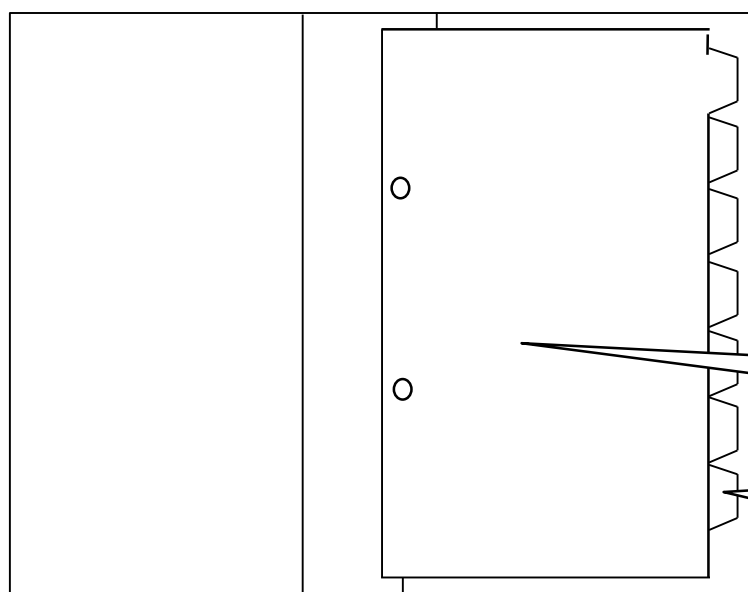
【ファイルの作成方法】

指定ファイル：A4判・2穴タイプ

※ 背表紙があるファイルを使用すること

- ・ 該当書類はA4ファイル(2穴、ハードタイプ)綴じとし、表紙、背表紙には下記の項目を記入すること。(紙ファイルは不可)
 - ① 事業年度と補助事業名称
 - ② 書類名称
 - ③ 事業者名
 - ④ コンソーシアム幹事会社名(小売電気事業者名)
 - ⑤ コンソーシアムでの役割(例：協力事業者区分I)
- ・ ファイルは、ファイリングする書類に応じた厚さにすること。
- ・ 押印書類を含め、全ての書類には穴を開け、直接ファイリングすること(クリアフォルダには入れない)。書類の左側には十分な余白をとり、記入部分に穴がかからないようにすること。
- ・ 袋とじは不可。
- ・ 書類のホチキス止めは不可。
- ・ 両面印刷は不可。

※実績報告時のファイル作成も同様です。



【ファイリングの方法】

- ・ 各書類の最初には、該当する書類のNo.と書類名称(P. 22「2-3-(1)提出書類」参照)を記入したインデックスつきの中仕切りを挿入すること。
- ・ 書類自体にはインデックスをつけないこと。

(3) 提出先

〒104－0061

東京都中央区銀座2－16－7 恒産第3ビル5階

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

事業第3部

「需要家側エネルギーリソースを活用したバーチャルパワープラント
構築実証事業費補助金(ダイナミックプライシング事業) 交付申請書」
申請書在中

※ 上記をカラーコピーし、宛先として使用してもよい。

※ 郵送時は、必ず赤字で「需要家側エネルギーリソースを活用したバーチャルパワープラント構築
実証事業費補助金(ダイナミックプライシング事業) 交付申請書在中」と記入のこと。

※ 申請書類の到着状況についての個別の問い合わせは受け付けできないので注意すること。

※ Excelデータを含む全ての電子ファイルのデータをSII宛てにメールで提出すること。

2-4 審査・採択

(1) 審査

SIIは有識者からなる外部審査委員会を設置し、交付申請のあった事業者の審査を実施する。審査の過程においては必要に応じて申請者へヒアリングを実施する。

(2) 補助事業者の交付決定とコンソーシアム登録

上記の外部審査委員会の審査を踏まえ、申請のバランス等を考慮し、採択事業者及びコンソーシアムの登録事業者を決定する。総合評価の結果、不採択になることがある。

なお、申請状況や申請内容によっては、交付申請額通りの交付決定金額とはならない場合がある。

交付決定とコンソーシアム登録の通知・公表

- SIIは、採択事業者宛てに交付決定通知及びコンソーシアム登録事業者に登録通知を送付する。
- SIIは、採択事業者及びコンソーシアム登録事業者について、事業者名、事業概要等をSIIが運営するWEBサイト等にて公表する。
- 採択事業者及びコンソーシアム登録事業者は、サービス内容の説明、掲載画像等の情報提供につき、可能な範囲でSIIに協力すること(SIIは、掲載情報について採択事業者と予め協議のうえ、合意を得られた範囲で公開する)。

(3) 採択事業者及びコンソーシアム登録事業者向け説明会

採択事業者及びコンソーシアム登録事業者決定後、事業者向け説明会を開催する予定。説明会では、採択及びコンソーシアム登録決定以降の手続き及び事業実施方法を説明する他、本事業にて国又はSIIが運営する外部委員会等についても詳細を伝達する予定。

2-5 体制の構築

(1) 追加登録受付期間

交付申請の結果、交付決定を受けた事業者は、下記の期間において随時、コンソーシアム事業者の追加・変更の登録を行うことができる。

(協力事業者(区分Ⅰ)登録受付期間) 交付決定日～2020年9月30日(金)12:00まで

(協力事業者(区分Ⅱ)登録受付期間) 交付決定日～2020年12月25日(金)12:00まで

(2) 追加登録方法

(コンソーシアム事業者を追加する場合)

コンソーシアム事業者の追加を希望する場合は、コンソーシアム幹事社である小売電気事業者より、SIIへ連絡し、手続き方法を確認すること。

(コンソーシアム事業者の事業実施内容の追加・変更の場合)

幹事社を含むコンソーシアム事業者の事業実施内容を追加、変更する場合は、コンソーシアム幹事社である小売電気事業者より、SIIへ連絡し、手続き方法を確認すること。

(3) 追加登録の承認

SIIにて申請内容を確認し、各要件等を満たしているかどうか等を確認のうえ、承認の是非を通知する。必要に応じて追加資料の提出、ヒアリング等を実施する場合がある。

3 事業の実施

3-1 補助事業の開始～完了

(1) 補助事業の開始

補助事業者は、下記の事業期間において、補助事業を実施する。

補助事業期間：交付決定日～2021年2月19日（金）

補助事業者は、SIIから郵送される交付決定通知書に記載された交付決定日以降、初めて補助対象経費に係る契約・発注等を行うことができる。

※本事業の電気契約適用開始期限は2021年1月31日（日）とし、10日以上契約が継続したものを対象とする。

なお、原則として3者見積によって、相手先を決定すること。3者見積は公募開始から交付決定前の実施も可とする。

※ 3者見積を行う場合、以下の点に留意すること。

- ・ 3者見積は、競争関係が成立する依頼先にて行うこと。
- ・ 3者見積を行うことについて、稟議書や役員会議議事録等をもって内部で承認されたことがわかるようにすること。
- ・ 3者見積を行う場合、見積依頼先の選定の承認に関して、稟議書・役員会議議事録等の書類に見積名称・3者見積の依頼先等を明記すること。

(2) 補助事業期間中の事業内容の変更等(計画変更等)

事業の実施中に事業内容の変更の可能性が生じた場合は、予めSIIに報告し、その指示に従うこと。

(3) 活動計画・進捗の公表

補助事業者は、SIIが適宜実施する事業の進捗状況に関するヒアリングに対応すること。

SIIは、ヒアリング内容等を随時SIIが運営するWEBサイト上等で公開することがある。

なお、成果普及を目的とした経済産業省等が実施するイベント等への協力等を依頼することがある。

(4) 進捗報告・中間検査

① 進捗報告

- ・ 補助事業者は、SIIが定めたスケジュールに基づき、補助事業期間中、契約件数や支出の実績額等を報告すること。

② 中間検査

- ・ 中間検査においては、補助事業者が本事業のために使用した費用のうち、公募要領において認められた経費の使用状況を確認する(経理書類及び証憑類の確認、面談による費用使用実態についての確認等)。その場合、補助事業者(小売電気事業者、協力事業者区分Ⅰ)はSIIの指示に従い、対応すること。

(5) 補助事業の完了

補助事業は、交付申請で掲げた目的と内容の達成、補助対象経費の全額支出完了(補助対象人件費は最終計上日)をもって事業の完了とする。

※クレジット契約、割賦契約、手形、相殺等による支払は認めない。

(6) 実績報告及び額の確定について

- ・補助事業者は、事業完了した日から起算して30日以内又は2021年2月19日(金)のいずれか早い日に、実績報告書を提出しなければならない。全ての必要書類を揃えて、実績報告書をSIIに提出すること。
- ・SIIは、書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めた場合に、交付すべき補助金の額を確定し、額の確定通知書により補助事業者速やかに通知する。
 - 補助金額は、実績報告後のSIIの審査で決定する。
 - 補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等がある場合は、補助対象経費から補助事業者の利益相当分を排除した額を補助対象経費の実績額とする。詳細はP.14補足3を参照のこと。

(7) 補助金の支払い

- ・補助事業者は、SIIが補助金額を確定した後、「精算払請求書」をSIIに提出する。
- ・SIIは、「精算払請求書」を受領後、確定した額の補助金を補助事業者に支払う。

(8) 取得財産の管理等について

補助事業者は、補助事業の実施により取得した財産等(取得財産等)について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的、効果的運用を図る必要がある。

また、処分制限期間内に取得財産等を処分(補助金の交付の目的(補助金交付申請書に記載された補助事業の目的及び内容)に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう)しようとする時は、あらかじめSIIの承認を受ける必要がある。

(9) 活用状況の報告

- ・補助事業者は、補助事業の完了後の翌年度から5年間、本事業で取得した補助設備(充電量を計測するための計測器を含む)を用いて取得したデータを保存し、SIIが求めた場合報告しなければならない。
- ・補助対象設備が有効に活用されていないことが明らかになった場合は、補助金の返還を求める場合がある。

(10) 交付決定の修正又は取消、補助金の返還、罰則等について

補助事業者及び協力事業者による事業内容の虚偽申請、補助金等の重複受給、その他補助金適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令、交付規程及び交付決定の際に付した条件に関する違反が判明した場合、次の措置が講じられることになる。

- ・交付決定の修正又は取消、補助金等の返還及び加算金の納付。
- ・適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- ・相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定の不実施。
- ・補助事業者及び協力事業者等の名称及び不正の内容の公表。

(11) 個人情報の取扱について

本事業において取得した個人情報については、申請に係る事務処理等に利用する他、SIIが主催するセミナー、シンポジウム、アンケート調査、公募説明会等の連絡等にて利用する場合がある。

3-2 実施計画及び実証結果として報告すべき事項

- ① 実証参加者との契約内容(ダイナミックプライシング等の実施内容がわかるもの等)
- ② 事業期間中の支出計画
- ③ 実施内容(エリア、件数等)
- ④ 実証参加者属性(エリア、民生住宅、工場・事業所、個人、法人等)
- ⑤ ダイナミックプライシング等を実施する上でのビジネスモデルの検証、ビジネス実施上の課題等
- ⑥ 充電履歴等のkWh情報を含む定量データ(追加で設置する計測器等、各種メーターから取得するデータ)とアンケートの取得方法
- ⑦ 実施期間中の実証参加者のスマートメーターの電力量データ
- ⑧ 充電履歴等の定量データ分析内容とアンケート及びその分析内容

◆ 実証参加者に対して実施するアンケート(定性データ)の内容は採択後に別途SIIより連絡する。

3-3 成果普及活動

(1) WEBサイトによる情報発信

補助事業者が実施する事業内容等の情報は、SIIのWEBサイトにおいて一般公開される。
補助事業者は、上記WEBサイトに必要な情報の提供・確認等について協力すること。

(2) 有識者委員会等への参加

SIIが実施、運営する有識者委員会等への出席、情報の提供等について協力すること。

3-4 補助金の支払い以降

(1) 成果報告

補助事業完了後も、成果確認を目的としたヒアリング等を実施する場合があります、補助事業者はこれに協力すること。

(2) 会計検査

本事業は、国の補助事業であることから会計検査院(国会及び裁判所に属せず、内閣からも独立した憲法上の機関として、国や法律で定められた機関の会計を検査し、会計経理が正しく行われるように監督する機関)による検査の対象であり、事業が完了した会計年度の翌年度から5年間、会計検査院や経済産業省等による検査が実施される場合がある。

(3) 不正受給に対する罰則・加算金について

補助事業者による事業内容の虚偽申請、補助金等の重複受給、その他補助金適正化法、補助金適正化法施行令、交付規程及び交付決定の際に付した条件などに違反する行為がなされた場合は、以下の措置が講じられる場合があることに留意すること。

- 交付決定の取消し、補助金の返還及び加算金や延滞金の納付。
- 補助金適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- SIIから新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執ること。
- 補助事業者等の名称及び不正内容の公表。

(4) その他

補助金の支払い以降も、成果普及を目的とした経済産業省等が実施するイベント等への協力等を依頼することがある。(対応は任意。可能な範囲で対応検討すること。)

また、補助金の支払いに際し整備した帳簿及び全ての証拠書類については、補助金の支払い以降も他の経理と明確に区分して保管すること。

公募に関する問い合わせ、申請方法等の相談・連絡

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
ダイナミックプライシングによる電動車の充電シフト実証事業担当

TEL: 03-5565-3960

MAIL: vpp_info@sii.or.jp

WEB: <https://sii.or.jp/>

受付時間は平日10:00～12:00、13:00～17:00です。
通話料がかかりますのでご注意ください。